

9月は高齢者向け悪徳商法・振り込め詐欺

被害防止キャンペーン期間です

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

【事例1】

「町内に老人介護施設ができるが、入居権利のある50人の方に資料を送っている。資料が入っている青い封筒が届いていないか」と電話がかかってきた。まだ届いていないと答えると、届いたら連絡してほしいと言われたが、信用できるか。

事例1アドバイス

今後業者とやり取りをする、「名義を貸して」「あなたの名前で権利を買った」などと持ちかけられる可能性があります。親切心につけ込んだり、不安をおっとお金を出させる詐欺です。何度と同じような電話がかかってきた方もいます。個人情報が出している可能性があります。電話は留守番電話機能を利用しましょう。

【事例2】

半年前に訪問販売で新聞購読の契約をした。来月から配達されるが、よく考えたら読まないで解約したい。

事例2アドバイス

クーリング・オフ期間を過ぎているので解約はできません。契約する時は十分考えてからにしましょう。

◎クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クーリング・オフをする時ははがきで通知を出します。書き方は下記をご参照ください。

消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「188」をご利用ください。
「188泣き寝入り」と覚えてください。

クーリング・オフはがきの書き方

簡易書留

事業者住所
事業者名
代表者名 様

(クレジット契約のある場合には、
信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社名 株式会社○○
(担当者名) △△△

クレジット会社 ×××株式会社

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社名 株式会社○○
(担当者名) △△△

支払った代金○○円を返し、商品
を引き取ってください

(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。

商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。

記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。

はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。

クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。